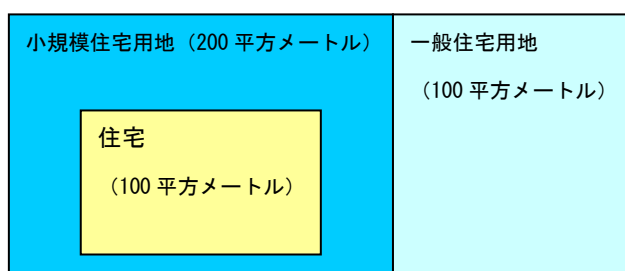


## 資料 1

### 《専用住宅の敷地の例》

敷地面積が 300 平方メートル、家屋の床面積が 100 平方メートルの住宅用地の取り扱いについて

※床面積の 10 倍までを限度に住宅用地とされるので、この場合 300 平方メートル全てが住宅用地となります。また、住宅用地のうち 200 平方メートルが小規模住宅用地となり、残り 100 平方メートルが一般住宅用地となります。



### 《住宅用地の率》

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に下表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家 屋	居住部分の割合 (注 2)	住宅用地の率
イ	専用住宅 (注 1)	全 部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

注 1 「専用住宅」とは、全て住宅として利用されている家屋をいい、「併用住宅」とは、その一部が住宅として利用されている家屋をいいます。たとえば、1階が店舗で2階が住宅となっている家屋などです。

注 2 「居住部分の割合」は、家屋の延床面積に対する居住部分の床面積の割合をいいます。